

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 オカヤマビューティサミット（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人役員報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事に対し、役務の対価として支払うものをいう。

(報酬)

第3条 役員報酬は、月給とする。役員月額報酬は、理事会で決定する。ただし年額360万円を超えないものとする。

(役員報酬の支払いと控除)

第4条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したときあるいは死亡したときは、報酬の計算は日割計算によるものとする。

(適用除外)

第5条 職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第6条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、2021年5月27日から施行する。(2021年5月27日理事会議決)

この規定は、2022年5月6日から施行する。(2022年5月6日理事会議決)

この規定は、2024年4月1日から施行する。(2023年12月13日理事会議決)